平成２１年（フ）第７９３７号
大阪市北区東天満２丁目１番23―703号
債務者　椿鉄宏こと　椿　　鉄宏
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１９０号
大阪府枚方市養父東町８番２号
債務者　吉村　秀王
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６４１号
大阪府豊中市豊南町西５丁目12番６号
債務者　青木　修三
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７６１号
大阪市住之江区南港中２丁目５番22―403号
債務者　備　エミ子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７９０号
大阪市北区豊崎７丁目２番２―201号、住民票上の住所愛媛県西条市飯岡1385番地２
債務者　髙橋　真澄
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８１９号
大阪市西区南堀江３丁目７―６―1001、住民票上の住所大阪府豊中市北条町１丁目12番５―103号
債務者　松永　拓也
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８２４号
大阪府豊中市本町５丁目12番17号
債務者　中原　和子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８４９号
大阪市東淀川区下新庄６丁目９番18号　コーポ勝美Ⅱ―205号
債務者　立花　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８５３号
大阪市住吉区山之内５丁目３番91号
債務者　岡部　利江
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９９８号
大阪府八尾市山城町２丁目４番４―102号
債務者　宮本　圭子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０１２号
大阪市東淀川区西淡路５丁目19番28号　北陽ハイツ203号
債務者　前田　知子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４０８号
神戸市北区南五葉２丁目４番20―406号、住民票上の住所神戸市兵庫区都由乃町１丁目４番10号
債務者　蒲田　正弥
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４１号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目３番３号
債務者　柏木　茂美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６９号
神戸市中央区神仙寺通４丁目３番11―204号
債務者　藤沢　則人
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７０号
神戸市中央区神仙寺通４丁目３番11―204号
債務者　藤沢幾久子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１０号
神戸市兵庫区湊町１丁目296番地の７シャトーダイエー318号室
債務者　奈良　俊郎
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０３号
兵庫県尼崎市潮江１丁目３番12―1411号
債務者　上原　正二
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係